埼玉県

＜報道発表資料＞

労働委員会事務局　審査調整課
審査調整第二担当　宮地、小早川
直通 048-830-6465
E-mail: a6452-02@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:県政一般

令和７年３月７日

不当労働行為救済申立事件の一部救済命令について
解雇等が不当労働行為であるとして救済命令を出しました
（埼労委令和５年（不）第２号不当労働行為救済申立事件）

埼玉県労働委員会（会長　青木孝明）は、令和７年３月６日、標記事件に係る命令書の写しを当事者に交付したのでお知らせします。その概要は次のとおりです。

～会社が組合員に対して行った出勤停止処分、自宅待機命令及び解雇、団体交渉に誠実に応じなかったこと等は、不当労働行為に当たる～

１　当事者

(1) 申立人　　X組合（三郷市）
(2) 被申立人　Y会社（三郷市）

２　主な争点

(1)　出勤停止処分は、組合員であること又は組合の正当な行為をしたことを理由とする不利益取扱いに当たるか。
(2)　団体交渉における被申立人の対応は、不誠実団体交渉に当たるか。
(3)　次の行為は、組合への支配介入に当たるか。
　ア　グループ会社の訪問を控えるよう求める組合員個人名宛文書を各組合員個人宅に送ったこと。
　イ　懲戒処分について告知する文書を社内に掲示したこと。
(4)　自宅待機命令及び解雇は、組合員であること又は組合の正当な行為をしたこと及び組合が本件申立てをしたことを理由とする不利益取扱いに当たるか。

３　命令の概要＜一部救済＞

主な争点の(1)の出勤停止処分は、団体交渉出席要請を目的としたグループ会社

の訪問及び組合活動を報告するビラの配布を理由としているため、組合員であること又は組合の正当な行為をしたことを理由とする不利益取扱いに当たる。

主な争点の（2)について、被申立人は、団体交渉において適切な資料を提示して具体的に説明しておらず、また、解雇の効力を争っている組合員の出席を理由に実質的に団体交渉を拒否しており、不誠実な団体交渉に当たる。

主な争点の（3)のアは、早急かつ確実な指示の伝達のためという合理的な理由があり、組合の弱体化効果を持つなど組合活動の団結に介入するとまでは認められず、支配介入には当たらない。イは、組合活動をしたことをもって懲戒処分し、その内容と理由を社内に公表したものであるから、組合への支配介入に当たる。

主な争点の（4)の自宅待機命令及び解雇は、就業規則その他に基づく合理的な理由が認められず、組合員であること又は組合の正当な行為をしたこと及び組合が本件申立てをしたことを理由とする不利益取扱いに当たる。

４　命令書交付の経過

(1)	申立年月日	令和５年　６月　５日
(2)	追加申立年月日	令和５年　７月３１日
		令和６年　１月１２日
		令和６年　３月　１日
		令和６年　４月　２日
(3)	公益委員会議の合議	令和６年１２月２６日
(4)	命令書交付日	令和７年　３月　６日

・命令書の写し（県労働委員会ホームページ）

※労働委員会

労働組合（労働者）と使用者との間の紛争を、中立・公正な立場で、迅速・円満に解決するために労働組合法に基づき設置された行政機関です。

労働委員会では、労働組合等からの救済申立てにより不当労働行為の審査を行い、また、労働組合や労働者、使用者からの申請によりあっせんを行い、労使紛争の解決をサポートしています。

※不当労働行為

労働組合法第７条により禁止されている「使用者」の次の行為をいいます。

1　労働者が労働組合の組合員であることや労働組合が正当な行為をしたことなどを理由として、労働者を解雇したり、不利益な取扱いをしたりすること。
2　雇用している労働者の代表者との団体交渉を正当な理由がなく拒否すること。
3　労働者が労働組合を結成し、又は運営することを支配しこれに介入すること。また、労働組合の運営経費について経理上の援助を与えること。
4　労働者が、労働委員会に対して、不当労働行為の救済を申し立てたことなどを理由として、労働者を解雇したり、不利益な取扱いをしたりすること。